〔長久手町業務評価票：平成 22 年度業務〕

担当課・係名	保健医療課　保健予防係【問合せ・質問等の先（電話63－3300（直通）・内線番号581）】
第５次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（13） 住民の健康づくりを支える

業務の名称	妊婦健康診査助成金				
(1)　根拠法令・条例	母子保健法				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	824 （1,077）	2,896 （4,476）	3,300 （5,280）	4,943
(3)補助率	100%（要綱要領で認められる補助率）ただし、上限額あり。				
(4)業務期間	開始した年度	20年度	終了（予定）年度	年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	妊婦健康診査の受診機会を拡大する。
②補助対象	長久手町内に住所を有する妊婦で、愛知県外で受けた妊婦健康診査にかかった費用 （妊婦健康診査受診票第1回～第14回及び子宮がん検診が対象）
③平成22年度実績	妊婦健康診査受診票第1回～第14回及び子宮がん検診と同様の検査項目が対象で、助成上限額あり。 平成22年度2月15日現在　助成実人数107人 平成21年度　助成実人数132人
④団体の事業活動 （団体への補助の場合）	（団体の全事業費　　千円、うち補助対象額　　千円、補助金充当率　　%）

⑤成果指標		成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	ア	助成者の増加	年間助成者数（延人数）	189	552	519（年度途中）
	イ					

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（箇条書きで簡潔に記載）

里帰り出産等で愛知県外で受診した妊婦健康診査についても、費用の助成をすることが今後も必要である。
利用者へ助成制度の周知を図る。

(7)評価				総合評価
	必要性	4	妊娠期の異常の早期発見と健康診査を受ける機会を確保する。	
	有効性	4	妊婦及び胎児の健康管理に有効	4